

wiseman second-line
＜ワイズマン セカンドライン＞

訪問介護・通所介護

バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応 2 次版≡

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

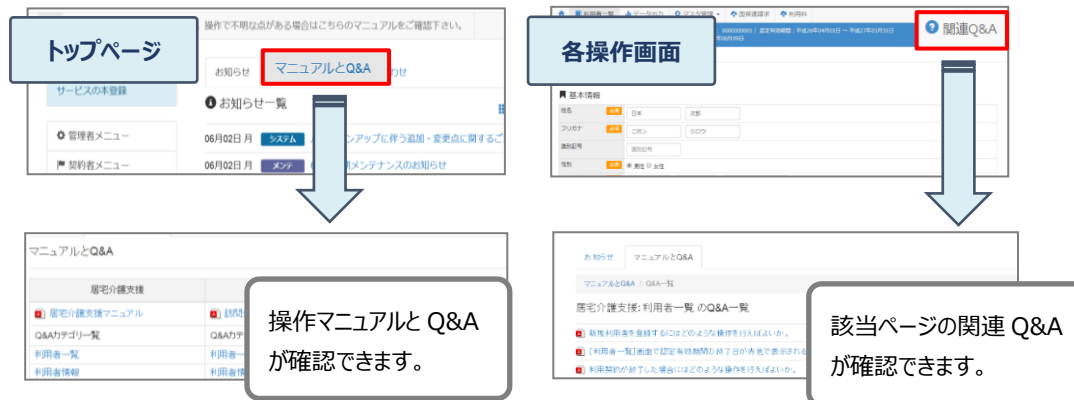
◇目次

バージョンアップに伴う追加・変更点.....	3
• [国保連請求]－[介護給付費明細書 様式 2・2 の 2・2 の 3].....	4
• [国保連請求]－[請求 CSV 作成国保連用].....	8
• [管理者メニュー]－[契約事業所マスタ].....	9

■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。



平成 30 年 4 月介護保険法改正の概要や各加算の算定要件は、介護保険法改正ガイドをご活用ください。



バージョンアップに伴う追加・変更点



今回のバージョンアップでは、以下の機能において平成 30 年 4 月介護保険法改正に関するシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[国保連請求] －[介護給付費明細書 様式 2・2 の 2・2 の 3]	改正後の内容で、介護給付費明細書を作成できるようになりました。	4 ページ
		帳票「介護給付費明細書」等について、平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省事務連絡で提示された、限度額超過がある場合の「同一建物減算」や「中山間地域等サービス提供体制加算」等の計算方法への対応が行われました。	5 ページ
		サービス提供の年月「平成 30 年 4 月」以降の場合は、介護予防サービスに関連する内容が表示されないようになりました。	8 ページ
2	[国保連請求] －[介護給付費請求書・総合事業請求書]	改正後の内容で、介護給付費請求書・総合事業費請求書を作成できるようになりました。	－
3	[国保連請求] －[請求 CSV 作成国保連用]	改正後の内容で、国保連に提出する CSV データが作成できるようになりました。	－
		<input type="checkbox"/> 表示 ボタンクリック時に、媒体区分「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。	8 ページ
4	[利用料] －[利用料請求・入金管理]	改正後の内容で、利用料請求書を作成できるようになりました。	－
5	[データ出力]	改正後の内容で、集計資料を出力できるようになりました。	－
6	[利用者一覧] －[予定・実績]	<input type="checkbox"/> 印刷 ボタンから出力した帳票について、平成 30 年 4 月分以降の場合は、帳票右上のサービス種類欄に「介護予防通所介護」/「介護予防訪問介護」が表示されないようになりました。	－

その他、お客様から寄せられた声について、以下のシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[管理者メニュー] －[契約事業所マスタ]	介護給付費明細書が作成済みの場合でも、自事業所の「サービス種類と体制」を変更できるようになりました。	9 ページ

- 帳票「介護給付費明細書」等について、平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省事務連絡で提示された、限度額超過がある場合の「同一建物減算」や「中山間地域等サービス提供体制加算」等の計算方法への対応が行われました。

- 平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省 事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料等の送付について(確定版)」の「平成 30 年制度改正における様式記載例のパターン」で提示された以下のケースへの対応です。バージョンアップ後の計算方法の詳細は、次ページを参照してください。

=今回のバージョンアップで対応が行われたケース=

以下の加算・減算(限度額管理対象外で単位数が% (※))を算定

- ・ 同一建物減算
- ・ 中山間地域等へのサービス提供加算
- ・ 中山間小規模事業所加算
- ・ 特別地域加算

かつ

加算対象のサービスが
計画単位数を
超過している

(様式第二「居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」の「例 20」)

※「限度額管理対象外、かつ単位数が%の加算」と、対象サービス種類

加算名	サービス種類(*)
同一建物減算	・訪問介護
中山間地域等サービス提供加算	・訪問介護 ・(総合事業)訪問型サービス(A1/A2) ・通所介護 ・(総合事業)通所型サービス(A5/A6)
中山間小規模事業所加算	・訪問介護 ・(総合事業)訪問型サービス(A1/A2)
特別地域加算	

- システム内部の計算処理の変更です。操作方法の変更はありません。

バージョンアップ後の計算方法

限度額超過があるサービスに、「限度額管理対象外、かつ単位数が%の加算」が設定されている場合、当該加算の単位数は以下の通り計算されます。

- 限度額超過がない場合は従来通りの計算方法で計算されます。
- 当該加算は限度額管理対象外のため、計画単位数は従来通りの単位数で計算されます。

(例)対象年月「平成 30 年 04 月」の予定・実績で、
「15: 通所介護」の「中山間地域等提供加算」(所定単位数の 5%)を設定した場合

- ① 限度額超過があるサービスの合計単位数をもとに、加算の単位数が計算されます。
- ② ①で計算された単位数すべてが「区分支給限度内単位数」(= 保険給付対象)に計上されます。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
地域通所介護61	7 8 1 4 4 6	7 6 4	9	6 8 7 6			
地域通所介護中山間地域等提供加算	7 8 8 1 1 0	3 4 4	1	3 4 4			

①サービス種類コード/②名称	7 8	地域通所介護						
③サービス実日数	9	日						
④計画単位数	5 0 0 0							
⑤限度額管理対象単位数	6 8 7 6							
⑥限度額管理対象外単位数	3 4 4							
⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	5 3 4 4							
⑧公費分単位数								
⑨単位数単価	1 0 1 4	円/単位						
⑩保険請求額	4 8 7 6 9					4 8 7 6 9		
⑪利用者負担額	5 4 1 9					5 4 1 9		
⑫公費請求額								
⑬公費分本人負担								

「通所介護中山間地域等提供加算」の単位数

- ①6876 単位(合計単位数)×0.05=343.8=344 単位
- ②344 単位すべてが、保険給付対象として計算されます。

🍌 「介護給付費明細書」のほか、「利用料請求書」でも同様の対応が行われました。



介護給付費明細書の摘要欄は、編集画面で入力してください。

介護給付費明細書の摘要欄に記載が必要な場合(ADL 維持等加算のバーセルインデックス点数など)は、従前どおり[様式第二(附則第二条関係)編集]画面で入力を行ってください。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分回数	公費対象単位数	摘要
<input type="checkbox"/> 地域通所介護 3 4	781344	990	5	4950			
<input type="checkbox"/> 地域通所介護 ADL 維持等加算 I	786340	3	1	3			85
<input type="checkbox"/> 地域通所介護栄養スクリーニング加算	786201	5	1	5			

● サービス提供の年月「平成 30 年 4 月」以降の場合は、介護予防サービスに関連する内容が表示されないようになりました。

様式2の2が非表示になりました。

絞り込みから「サービス種類」が非表示になりました。


登録状況	明細作成	編集	No	利用者名	保険者	被保険者番号	介護度	サービス種類	サービス計画			実績単位数(限度)	
									作成区分	支援事業所名称	事業所番号		
									合計(件数)	2	9958	11	
済	済	編集	1	愛知 裕子	032052	1111122222	要介護1	地域密着型通所介護	居宅介護支援事業所	フイズ居宅介護支所	1234512345	4958	4
済	済	編集	2	岩手 幸四郎	032011	0000000011	要介護1	地域密着型通所介護	居宅介護支援事業所	フイズ事業所	9876543210	5000	6

[国保連請求] - [請求 CSV 作成国保連用]

● **表示** ボタンクリック時に、媒体区分「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。

「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。
 ※従前に初期選択されていた媒体区分「伝送(ISDN)」は廃止となるため。

No	事業所番号	サービス提供年月	作成対象	事業所名	サービス種類	CSV作成	ファイル名	出力
1	9876543210	平成30年04月	介護給付費	フイズ事業所	居宅介護支			
2	9876543210	平成30年04月	介護給付費	フイズ事業所	通所介護			

 **[管理者メニュー] - [契約事業所マスタ]**

- 介護給付費明細書が作成済みの場合でも、自事業所の「サービス種類と体制」を変更できるようになりました。



設定した「適用開始年月」以降に作成済みの介護給付費明細書がある場合でも、下図のメッセージが表示され、変更後の情報を登録できるようになりました。
 ※従前は、作成済みの明細書がある旨のメッセージが表示され、登録できませんでした。

dev.second-line.wiseman.ne.jp から
 すでに作成された他機能のデータに対して登録内容は自動では反映されないため、手動で確認・更新していただく必要があります。登録よろしいですか？

OK キャンセル

登録



作成済みの介護給付費明細書などに変更内容を反映する場合は、再作成を行ってください。

変更した情報は、介護給付費明細書などには自動では反映されません。情報を反映する場合は、対象画面にて再作成を行ってください。